

2020年7月9日

小売酒販組合 御中

石川県小売酒販組合連合会
(公印略)

緊急事態宣言で影響を受けた事業者に対する「家賃支援給付金」について

平素よりご協力をいただき御礼申し上げます。

標記については、下記要領を参考に組合員へ周知願います。(別紙参照)

記

- 1.申請対象者・・・次の①～③の3条件すべてに該当する事業者
 - ①中小企業または個人事業者（組合含む）
 - ②5～12月の売上高が減少（aまたはbに該当）
 - a.1 カ月で前年同月比 50%以上減
 - b.連続する3カ月間の合計が前年同期比 30%以上減
 - ③自らの事業のための土地・建物の賃料を支払い
- 2.申請期間・・・2021年1月15日まで
- 3.申請方法・・・オンライン（オンライン申請は7月14日から）
- 4.給付額・・・最高100万円（月額）×6＝600万円
- 5.申請ガイダンス・・・ページ数が多いため県連HPに掲載

※詳しくは「家賃支援給付金」ホームページへ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>